

岡山県森林審議会議事録

- 1 開催年月日 平成30年12月26日(水) 14:00~15:30
- 2 開催場所 ピュアリティまきび 2階 「白鳥」
- 3 出席者

(出席した委員)

井手 紘一郎
川村 義治
河野 慶治
近藤 隆則
田中 信行
地職 恵
千葉 喬三
三木 直子
諸泉 利嗣
山口 紀久子
山崎 親男
山名 千代

13名中12名出席(五十音順)

(事務局)

農林水産部 林政課	参与(林政課長)	池田 稔
治山課	治山課長	佐藤 朗
林政課	総括参事	大倉 隆之
	副参事	牧野 俊輔
	主幹	若林 彰
	技師	小林 利充
	総括参事	谷 智仁

- 4 欠席した委員 藤田 京子

事務局 定刻がまいりましたので、ただいまから岡山県森林審議会を開催させていただきます。
(大倉総括参事)

開会にあたりまして、岡山県森林審議会井手会長が御挨拶を申し上げます。

会長 会長を務めております井手でございます。一言御挨拶を申し上げます。
本日は、森林審議会委員の皆様方には、大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

今年もあとわずかとなり、また、平成の時代もあとわずかとなりました。先般、天皇陛下が会見をされまして、いろいろお話を承った次第であります。国家国民のために、本当によく任務を果たされたことだと、私は感激をいたしました次第であります。

考えてみますと、戦争で日本は国土そのものが大変疲弊してしまい、国土の7割を占める森林も、これではいけない、山に木を植えようということで、植樹祭が昭和25年に始まったことは御承知のとおりでございます。その時に天皇陛下自らが植樹祭にご出席されまして、まさに先頭を切って、木を植えよう、山を守ろう、育てよう、そういう意思を表明され、今日まで続いています。来年、陛下は退任されるわけですが、私は、そのようなことが心に浮かぶわけでありまして、その状況を踏まえながら、今日は森林審議会を開催して頂くわけでございます。

本森林審議会は、森林法の規定により地域森林計画の樹立・変更など、県の森林・林業行政に関する重要事項について知事の諮問に応じその内容を審議し、答申するという大変重要な役割を担っております。

お手元にありますように、本日の審議議題は、3流域における地域森林計画の樹立(案)及び変更計画(案)についてであります。

委員の皆様方におかれましては、十分にご審議をいただきますよう、よろしく申し上げます。

事務局 続きまして、諮問を行っております県側から、農林水産部池田参与が御挨拶を申し上げます。
(大倉総括参事)

県 (池田参与あいさつ)

事務局 ここで、本日の審議会に御出席いただいております委員の皆様のうち、新たに御就任いただいた委員の方を御紹介させていただきます。
(大倉総括参事)

岡山森林管理署 署長の 川村委員でございます。

なお、本日は、添付しております出席者名簿のとおり、1名の委員の方が所用により欠席されておられます。

次に、県側の出席者を紹介いたします。

先程、挨拶を申し上げました、農林水産部池田参与でございます。

次に、佐藤 治山課長でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

申し遅れましたが、私は本日の司会進行役を務めさせていただきます、林政課の大倉でございます。よろしく願いいたします。

まず最初に、本日の委員定足数について、御報告させていただきます。

委員定数13名のうち12名の皆様の御出席をいただいておりますので、本審議会は岡山県森林審議会運営規程第2条の規定による開催要件を満たしておりますことを御報告いたします

また、本日の森林審議会は、傍聴要領のとおり公開されておりますが、傍聴希望はありませんでした。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

会議の運営は、岡山県森林審議会運営規程第2条の規定により、会長が議長となることと定められておりますので、井手会長に議長をお願いいたします。

井手会長には、議事の進行をよろしく願いしたいと存じます。

議 長 それでは議長を務めさせていただきます。
議事が円滑に進行できますよう、皆様方の御協力をよろしく願いいたします。
最初に、本日の森林審議会の議事録署名委員を指名したいと思います。
田中委員と地職委員をお願いします。

田中委員及び
地職委員 (了 承)

議 長 なお、書記は、事務局の若林主幹をお願いします。

事 務 局 (了 承)
(若林主幹)

議 長 次に、議題の(1)として、岡山県知事から諮問がありました、「地域森林計画の樹立及び変更について」審議したいと思います。
それでは、事務局から説明してください。

事 務 局 (「地域森林計画の樹立及び変更計画(案)」について説明)
(牧野副参事)

議 長 ただいまの説明について、御意見、御質問はございませんか。

近藤委員 資料P7ですが、全体の計画に係ることだと思いますが、6の「委託を受けて行う森林施業」の中で、どうも理解ができないというか、どうするんだろうなと思うところがあります。森林の経営管理ができない森林所有者から委託を受けて、その委託を受けた者が、儲かるようなものであれば、再委託をすることができる。そうでない場合は、市町村が管理しなさいということになっているが、市町村が管理する場合、財源はどうするのかをお聞きしたい。

事務局 (大倉総括参事) ただ今、近藤委員から、資料P7にございます、森林経営管理制度の活用に関する方針の中で、管理の財源はという御質問を頂戴いたしました。この点につきましては、後ほど資料で御説明をする場を設けておりますが、来年度から森林環境譲与税というものが国から各市町村に交付されることになっております。この森林経営管理制度が委託の一手段として施業集約化に貢献するということで、各計画の中でうたったものでございます。

従いまして、御質問のありました、経営の成り立たない森林について、市町村が管理する際の財源につきましては、森林環境譲与税が充当されるということになります。この財源を活用して頂いて、市町村で管理をしていただくというのが、森林経営管理法に位置づけられたところでございます。

近藤委員 譲与税はいいんですよ。じゃあ、その譲与税を使ってやるとして、その人材というものがどうなるのかが一つ課題となってくる。フォレスターがどれくらいいるのか、また、管理をすべき森林かどうかという判断もなかなかできないところもあると思う。

確かに森林環境譲与税を使えと言われるのは分かるんですけども、手をつけられないような森林については市町村がしなさい、森林環境譲与税あげるから、という話だと思うんです。

市町村も国土を守る立場からしなければならぬと思いますけど、人材確保や人材育成の方向性というのを是非、出して頂かないと、今の人材ではできないのだろうなと、私は認識している。そのあたり、何か御見解があれば教えていただきたいと思います。

事務局 (池田参与) 当然、森林整備には人材が必要であり、どういう対応を考えているのかという近藤委員からの御質問であります。

県内の担い手、いわゆる林業事業者の状況を少し述べますと、5年程前の国勢調査ではだいたい1,350~1,360人ほど林業従事者が報告されています。これは調査年の10月時点で、その1ヶ月間前後に林業関係の仕事に従事したかという、アンケート調査に基づいたものです。

一方、県では、実際に森林組合や民間の林業事業体で専業で従事している方が何人いるかという調査を平行で行っております。国勢調査のデータでは5年毎になりますので、それを補完する意味で、毎年度調査をしております。それによりますと、500人弱程度、専業で林業会社に200日以上従事する人がいます。この数字は、近年横ばい傾向でございまして、特に林業会社や森林組合で働いている人の39歳以下の若い就業者の割合は約35%となっており、高性能林業機械の導入や路網整備等で、林業におきましても機械化が進んできている状況もありまして、若い就業者の割合は増加傾向にあります。

しかしながら、なかなか賃金体系や労務が厳しいということで、定着率については、課題が残っているというのが現状でございます。

こういった状況と今話がありましたこれまで管理が行き届いていなかった森林をどう手入れするのか、こういった山が経営が成り立つのか、あるいは市町村が預かる山にしてもこういった施業を適切に行わなければならないのかということについて、市町村で様々な課題や不安を持たれていることについては、承知しております。

県では、この法律が法律案の段階から本年度5回に亘りまして、県と市町村での意見交換会を行っております。その中で、様々な課題を整理して、お話があったようなことも、当然、大きな課題であると認識しています。

来年の予算に向けまして、県にも譲与税が配分されます。来年は先行して、全国枠で200億配分されますが、市町村に8、県に2という割合で県にも約7,800万円余りの譲与税が配分されます。この配分される譲与税は、市町村が新たな森林管理システムを取り組むための支援策として使うことにしております。その中で、採算が合わない森林の判別でありますとか、あるいは、おかやまの森整備公社の活用や市町村の職員を含めた事業体の確保や育成といったところを主体とした取組みを来年度の予算要求に向けて、最終の整理をしているところでございます。また、改めて、年を明けますと、市町村へしっかりとお示ししたいと考えております。

近藤委員 高梁市のように小さな団体で、市の職員を人材育成するというのは、なかなか、職員を減らす中では困難であると思います。

県に来る譲与税を使って、県でフォレスターの育成などに取組んで頂けたら、もっといいのかなと思います。これは、私の意見としてお伝えしておきます。国土を守らないといけないというのは、絶対条件だと思いますので、どう守っていくかというのは、県全体で考えるものだろうと思います。以上です。

事務局 近藤委員の方からお話がありました内容も含めて、今、検討を行っておりますので、改めて、年を明けまして、御説明する機会を持ちたいと思います。
(池田参与)

議 長 他に何かございますでしょうか。
それでは、質問が無いようでございますので、お諮りします。
諮問事項の「旭川地域森林計画の計画（案）及び高梁川下流・吉井川地
域森林計画の変更（案）について」は、いずれも適当であると答申してよ
ろしいか。

各 委 員 （異議なし）

議 長 それでは、本諮問事項について、「適当と認める」で岡山県知事に答申
をいたします。

議 長 県知事からの諮問に関する審議はこれで終了いたしました。次に報告
事項といたしまして、平成30年1月から12月の1年間に、森林保全部
会で処理しました事項を、岡山県森林審議会運営規程第4条第3項の規定
により報告します。
それでは、事務局から説明してください。

事 務 局 （平成30年7月3日開催の森林保全部会の処理事項について説明）
（牧野副参事）

議 長 ただいまの報告事項について、何か御質問はございますでしょうか。

各 委 員 （特に意見なし）

議 長 特に、御質問等がないようでございますので、以上で審議事項を終了し、
事務局にお返しします。
皆様の御協力によりまして議事がとどこおりなく進みましたことに感謝
を申し上げます。ありがとうございました。

事 務 局 井手会長、ありがとうございました。
（大倉総括参事）
それでは、これをもちまして、岡山県森林審議会を終了させていただきます。
本日は、長時間にわたりまして、御審議をいただき誠にありがとうございました。